

**戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議
第1回会合 国際協力機構（JICA）説明資料**

令和8年3月16日

独立行政法人 国際協力機構



1. 組織概要	P. 3
2. 事業概要	P. 12
3. コーポレートガバナンスに関する事項	P. 22
4. 参考資料	P. 26



組織概要

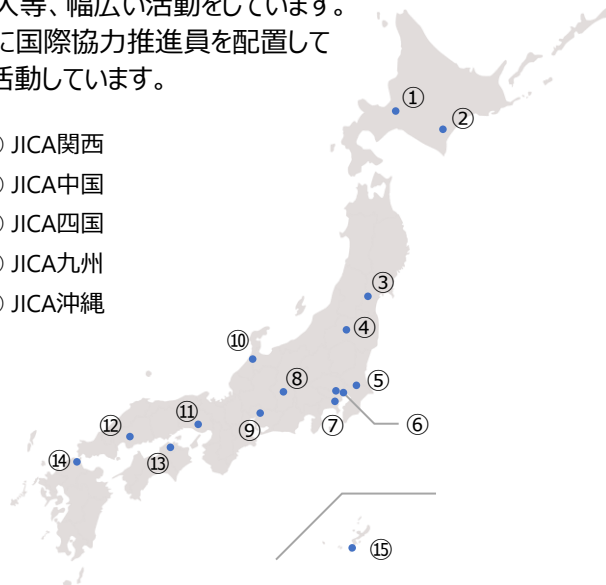
組織概要

名称	独立行政法人国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
発足日	2003年10月1日（2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構が国際協力銀行の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力事業の一部を承継）
設立根拠法	独立行政法人国際協力機構法（JICA法）
資本金	8兆5,232億円（2025年10月末時点）（日本政府による全額出資）
代表者氏名	理事長 田中明彦
職員数	2,000名（常勤職員、2025年10月1日現在）
位置付け	日本の政府開発援助（Official Development Assistance : ODA）の実施機関 開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（JICA法第3条）

国内拠点 15ヶ所

日本各地と途上国を繋ぐ拠点として、地域の方々の行う国際協力活動との連携、開発途上国からの研修員の受入等、幅広い活動をしています。また、下記15ヶ所のほかに各県に国際協力推進員を配置しており、「地域のJICA窓口」として活動しています。

- | | |
|---------------|----------|
| ① JICA北海道（札幌） | ⑪ JICA関西 |
| ② JICA北海道（帯広） | ⑫ JICA中国 |
| ③ JICA東北 | ⑬ JICA四国 |
| ④ JICA二本松 | ⑭ JICA九州 |
| ⑤ JICA筑波 | ⑮ JICA沖縄 |
| ⑥ JICA東京 | |
| ⑦ JICA横浜 | |
| ⑧ JICA駒ヶ根 | |
| ⑨ JICA中部 | |
| ⑩ JICA北陸 | |



海外拠点 96ヶ所

世界96ヶ所の拠点が窓口となり、各国のニーズにあった支援事業を展開しています。（地域別内訳：アジア23ヶ所、大洋州9ヶ所、北米・中南米24ヶ所、アフリカ28ヶ所、中東8ヶ所、欧州4ヶ所）



組織概要・事業規模

※2025年10月時点

海外拠点



96カ所

国内拠点



15カ所

職員数



2,000人

協力対象



145カ国・地域

※2024年度実績

受け入れ
研修員・留学生



1万4,429人

派遣

専門家等・JICA海外協力隊



1万2,452人

※2025年度実績

国際緊急援助 与 **13件** 救助隊派遣 **2件** (スリランカ・サイクロン被害、ミャンマー・地震災害)

事業規模

2024年度事業規模 合計

2兆1,820億円

技術協力

有償資金協力

無償資金協力

技術協力※1

2,041 億円

研修員受入	195 億円
専門家・調査団派遣	974 億円
機材供与	57 億円
青年海外協力隊/ 海外協力隊派遣	82 億円
その他海外協力隊派遣	11 億円
その他	722 億円



有償資金協力※2

1兆8,733 億円 (56件)

円借款	1兆4,584 億円 (38件)
海外投融資	4,149 億円 (18件)

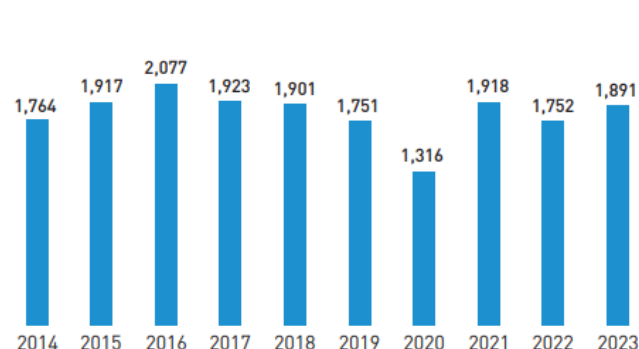


無償資金協力※3

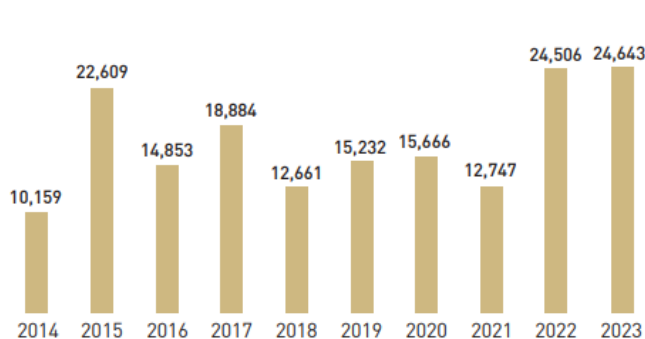
1,046 億円 (97件)



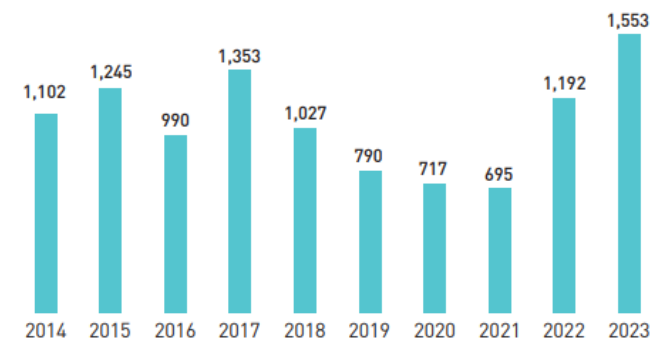
技術協力経費の推移※1 (単位:億円/年度)



有償資金協力承諾額の推移※2 (単位:億円/年度)



無償資金協力の事業規模の推移※3 (単位:億円/年度)

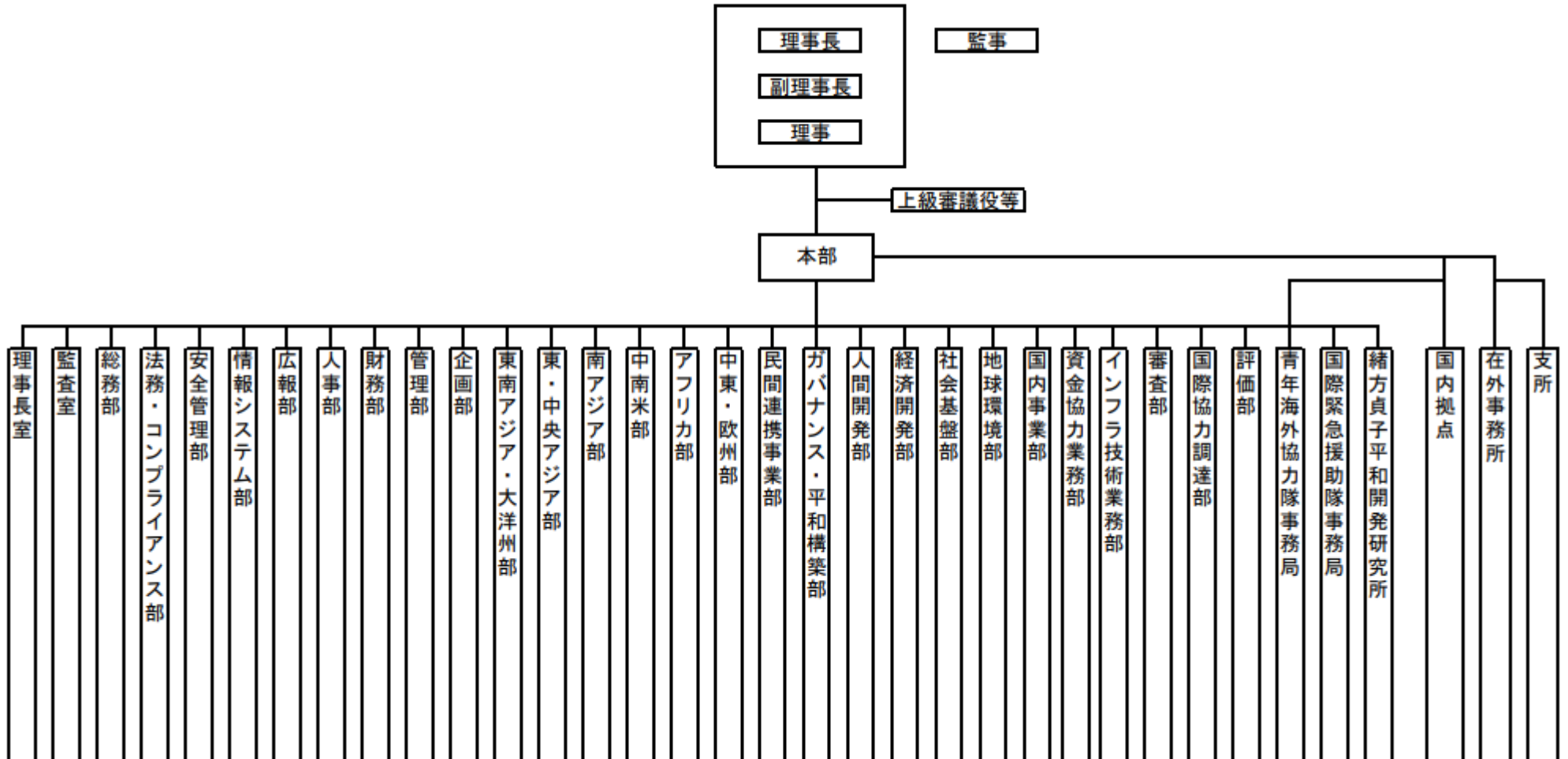


(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。※2 円借款、海外投融資(買付・出資)の承諾額。※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

組織図

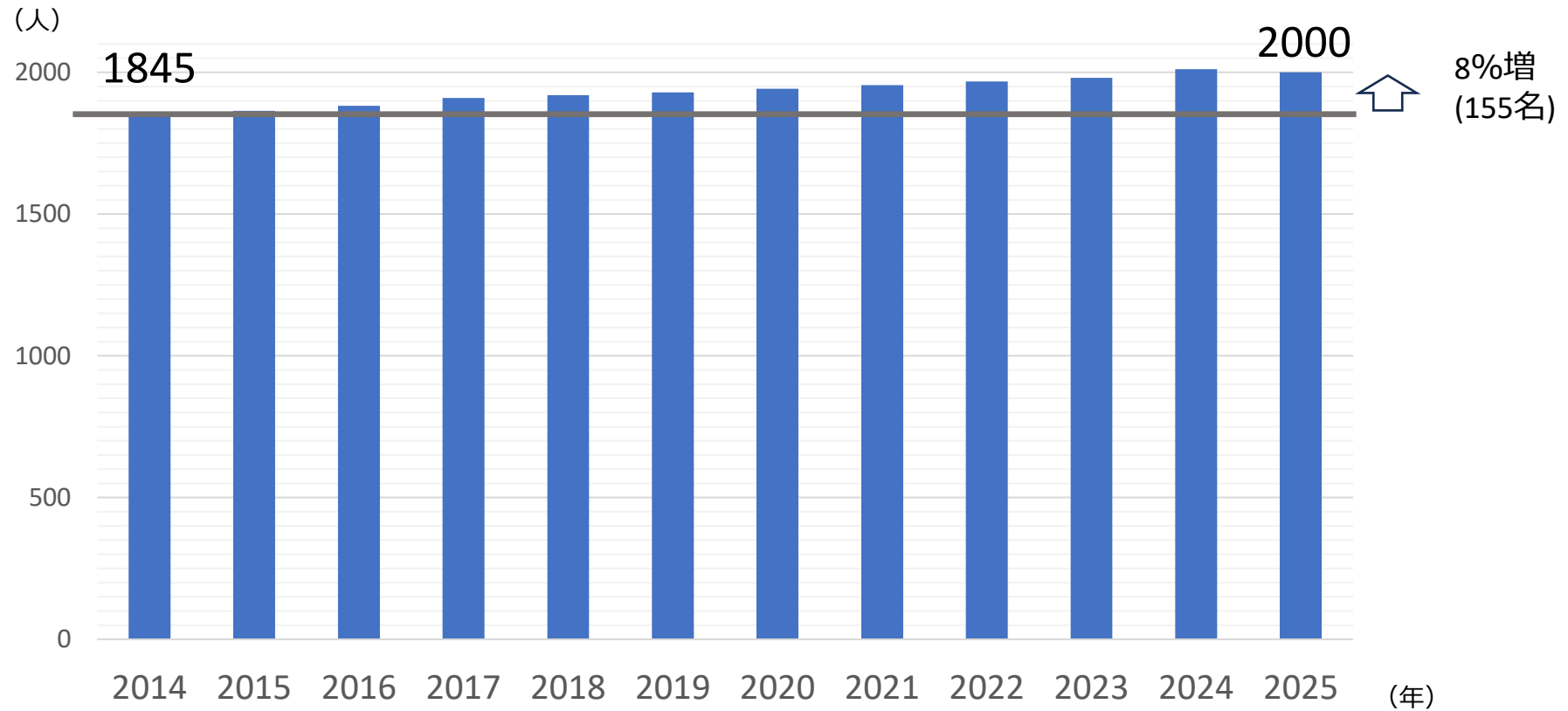
独立行政法人国際協力機構の機構
(2025年8月1日)



役員一覧

役職	氏名	前職	就任日	担当
理事長	田中明彦	政策研究大学院学長	2022年4月1日	
副理事長 長	宮崎桂	国際協力機構理事	2024年5月23日	
理事	安藤直樹	国際協力機構企画部長	2022年10月1日	アフリカ部／ガバナンス・平和構築部／資金協力業務部 ／国際緊急援助隊事務局／企画部業務の支援
理事	八原正夫	経済協力開発機構金融企業局 金融調査・域外国支援室長	2023年10月1日	総務部のうち金融リスク管理特命審議役が掌理する事務 ／財務部／管理部／審査部／評価部
理事	原昌平	国際協力機構企画部長	2024年5月23日	情報システム部のうち情報セキュリティ及び個人情報保護 に関する事務／南アジア部／民間連携事業部／経済開 発部／企画部業務の支援
理事	小林広幸	国際協力機構人事部長	2024年12月1日	人事部／中南米部／国内事業部／青年海外協力隊事務局
理事	早川友歩	国際協力機構東南アジア・大洋州部長	2025年10月1日	安全管理部／東南アジア・大洋州部／インフラ技術業務 部／インフラ輸出業務の支援
理事	三井祐子	国際協力機構調達部長	2025年10月1日	中東・欧州部／人間開発部／国際協力調達部
理事	吉川尚文	経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課長	2025年10月1日	東・中央アジア部／社会基盤部／地球環境部
理事	吉田昌弘	外務省アジア大洋州局 地域政策参事官	2025年10月1日	総務部（金融リスク管理担当特命審議役が掌理する事務 を除く）／法務・コンプライアンス部／情報システム部 （情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事務を除 く）／広報部／企画部
監事	佐野景子	国際協力機構経済開発部長	2022年7月1日	
監事	関口典子	株式会社RYODEN 社外取締役 監査等委員 （現職）	2022年7月1日	
監事	赤羽貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業 マネジング・パートナー（現職）	2022年12月1日	

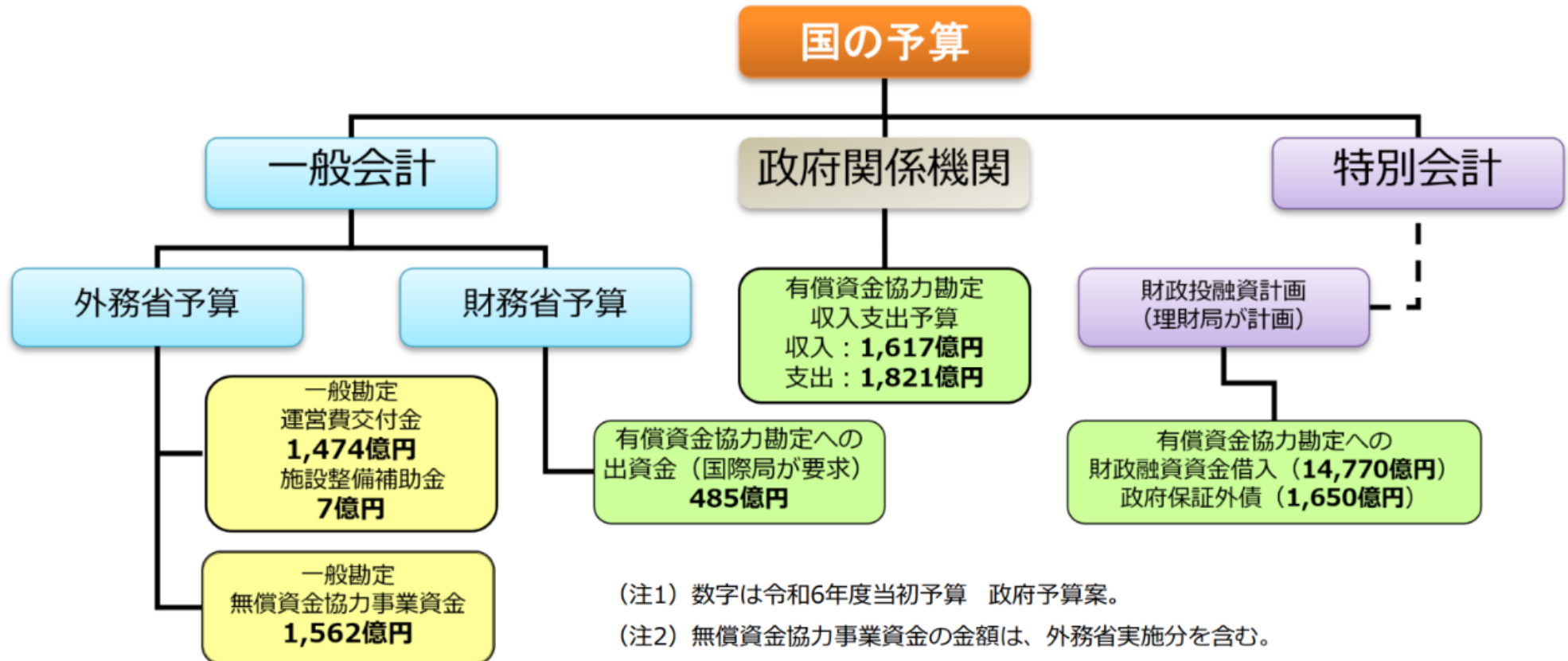
職員数の推移



職員数は、2014年度から2025年度までで155名増。
質の高いインフラ輸出、安全対策、ウクライナ支援及び海外投融資の実施体制強化、改正JICA法による新業務等を中心に増員。

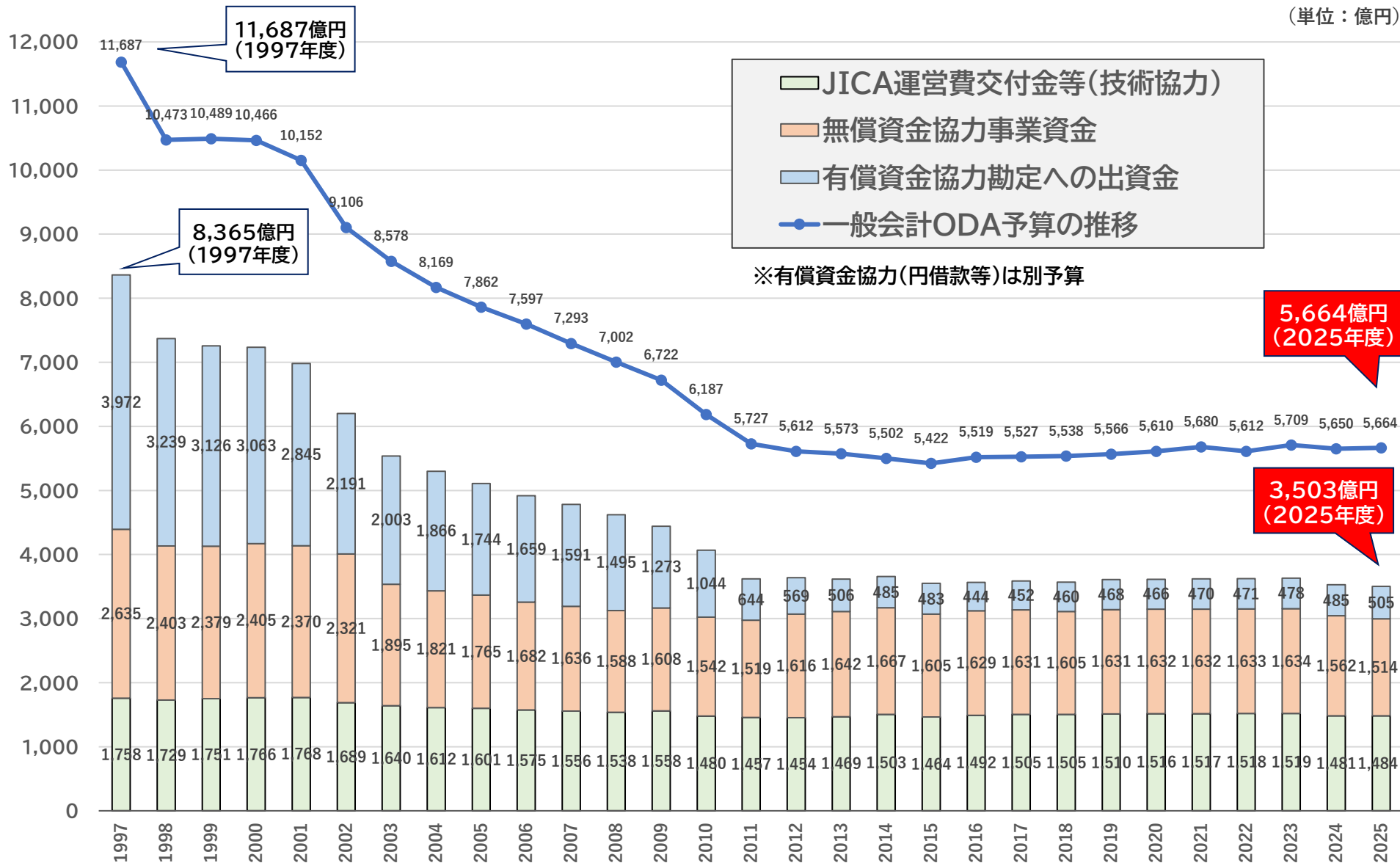
財源構造

- JICA法17条の規定により、一般勘定と有償勘定の二勘定での区分経理を実施。
- 一般勘定：有償資金協力勘定以外の業務が対象。主に運営費交付金により措置。外務省ODA一般会計予算の一部。
- 有償資金協力勘定：有償資金協力に関連する業務（JICA法第13条第1項2号）が対象。政府関係機関予算。



一般会計予算（当初）の推移

（単位：億円）

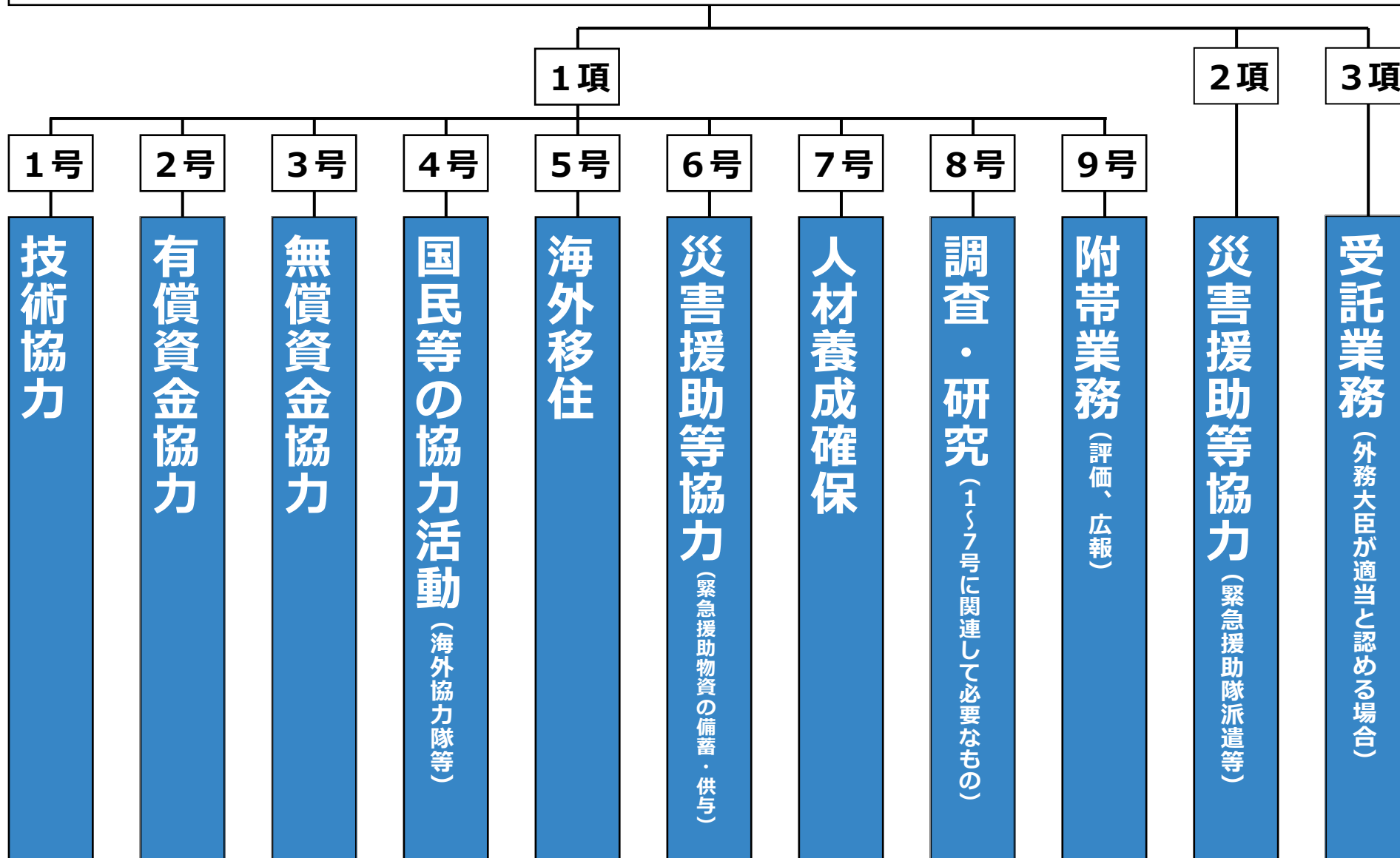


(注1) 無償資金協力事業資金は外務省予算。2008年度下期に一部JICAに移管。
 (注2) 有償資金協力勘定への出資金は、2008年度上期まで、旧国際協力銀行海外経済協力勘定。

事業概要

JICAの業務範囲

改正機構法 第13条 (業務の範囲)



JICAの業務

<1号業務> 技術協力

人を通じた協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材の育成や組織能力の強化、制度づくりに協力します。専門家の派遣、機材供与、日本での研修、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定支援に係る調査などを行います。



パレスチナ・母子手帳プロジェクト

<2号業務> 有償資金協力

開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

円借款

緩やかな融資条件（長期返済・低金利）で開発途上国へ資金の貸し付けを行うもので、相手国政府が実施するインフラ整備などに充てられます。



インド・都市鉄道建設事業

海外投融資

開発途上国で行われる一般の金融機関だけでは対応が困難な民間企業などの事業に対し、出資と融資に加え、債券取得、ポートフォリオ保証を通じ、開発課題に対する民間資金の動員を促進します。



女性事業者等向けマイクロファイナンス事業

<3号業務> 無償資金協力

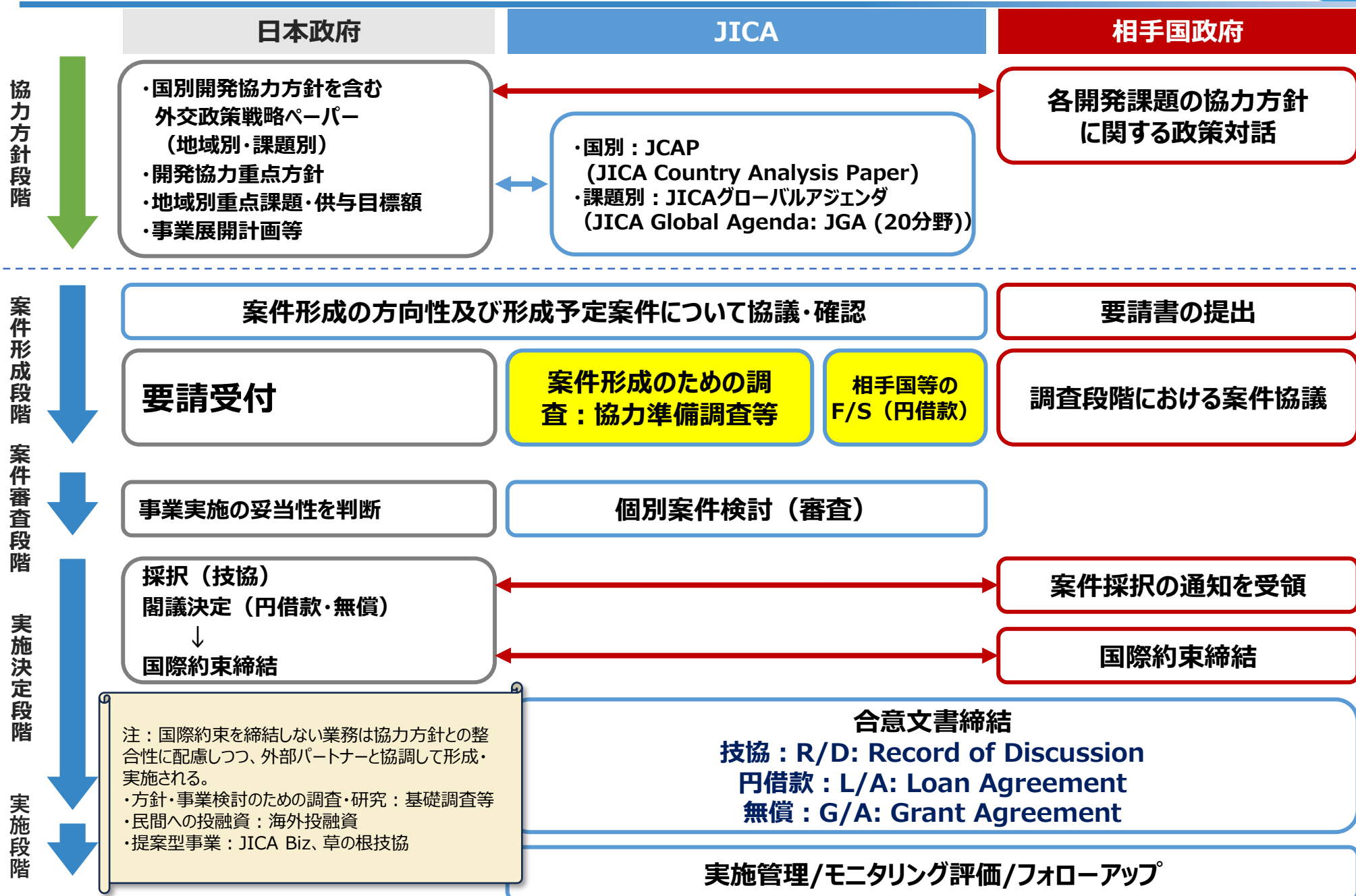
基礎インフラの整備と機材の供与

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・上水道・道路・橋梁など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を行うものです。



ザンビア・地下水開発事業

業務の流れ (国際約束を締結する協力メニュー (技協、円借款、無償) について)



JICAの業務

<4号業務> 市民参加協力

国際協力のすそ野を
広げる

海外協力隊などJICAボランティア派遣事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学、高等専門学校、独立行政法人などが提案する開発協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を実施しています。



グアテマラの小学校で算数を教える隊員

<6号・2項業務> 国際緊急援助

自然災害などへの対応

海外で大規模な自然災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、けがや病気の診察、救援物資の供与、復旧活動を行います。



救助チームの総合訓練で被災者を救出するため進入口を確保する隊員

<8号業務> 調査・研究

平和と開発のための
実践的知識の共創

調査

技術協力や資金協力の実施にあたり、その準備のための情報収集や調査分析を行います。また、日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や海外でのビジネスへの参入を、中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）などで支援し、開発途上国が抱える開発課題の解決に貢献します。



ベトナムにおける農水産業の脱炭素実現に向けたビジネス可実証事業

研究

開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化、日本の開発経験や援助実施国としての知見を体系化し、発信活動に努めます。また、その成果をJICA事業に還元し、人間の安全保障の実現に貢献します。



JICA緒方研究所では学術論文や書籍、報告書などを発刊

国内機関の所掌業務

国内機関は、国内パートナーとの接点として重要な役割を果たしています。各地域の特色や知見・経験を国際協力に活かすため、地方公共団体や民間企業、大学等との関係構築・強化を図っています。

1号 研修員受入事業

開発途上国から開発の中核を担う人材を研修員として日本に招き、知識や技術に関する研修を実施しています。

4号 海外協力隊事業

JICA海外協力隊の募集・広報のほか、**地方自治体等**と連携し、帰国後隊員が行う地域貢献活動などを支援しています。

4号 草の根技術協力事業

日本の**NGO、大学、地方自治体等**がもつ経験や技術を生かして途上国への協力活動を企画・実施することを支援するため、JICA国内機関に相談窓口を設けています。

4号他 開発教育支援事業

開発協力の経験を通じて培った知見を広めるため、**学校等**への出前講座等の国際理解教育／開発教育支援を行っています。

7号 NGO向け研修

国際協力活動を実施している**NGO等**のより効果的で発展的な事業を推進するため、研修や活動サポートを行っています。

8号 民間連携事業

日本の**民間企業**による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を側面支援するため、JICA国内機関に相談窓口を設けています。

7号 世界の人びとのための JICA基金活用事業

SDGsの達成に向け、本基金を活用した開発途上国・地域の人びとを支援する**市民や団体等**からの活動提案を募集しています。

1, 2, 3号 JICA開発大学院連携

開発途上国のリーダーとなる人材を日本に招き、日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見を学ぶ機会を提供しています。

1号他 外国人材受入・多文化共生

上記のJICAの取組みが外国人の受入や秩序ある共生社会の実現に資することがあるとして、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（2026年1月）に関連施策として記載されています。



【国内拠点】
JICA筑波は園場・ハウス・実験室・宿泊棟などの施設を有し、年間約700人の研修員（行政官、技術者、研究者、留学生等）を受け入れている。[\(リンク\)](#)



【開発教育支援事業】
開発途上国で活動中の隊員やJICA職員が現地の生活や活動の様子を紹介するオンライン出前講座に参加する子どもたち。[\(リンク\)](#)



【民間連携事業】
メタルプロダクツ社（山形県）が建設に関わったウクライナの給食センターで村長と握手を交わす社長。[\(リンク\)](#)

事業評価



JICAの新評価基準と主な視点

妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の開発計画との整合性 ● 開発ニーズとの整合性 ● 事業計画やアプローチの適切性
整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本政府やJICAの協力量針との整合性 ● JICA内の他の事業・支援などとの連携による相乗効果 ● JICA外の機関との連携・国際的枠組みなどとの協調など
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(受益者間の裨益の差異にも留意)
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 正負の間接的・長期的効果の実現状況(環境・社会配慮を含む)、社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境への潜在的な影響の有無
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策・制度面、組織・体制面、技術面、財務面、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較

事例 1 : 協力メニューの複合的な活用 (オファー型協力)

協力方針段階



【国別方針】対モザンビーク共和国 国別開発協力量針

「同国がザンビア、マラウイなど、近隣の内陸国にとっての外港を有するという地理的特性を活かし、港湾から内陸国へと続くインフラ整備という回廊開発を進めることは、広域的な視野から効果的であり～（中略）～ナカラ回廊一帯の包括的な開発を重視した支援を実施する。」

[\(モザンビーク国別開発協力量針.pdf\)](#)

【オファー型協力】ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化

「ナカラ回廊地域の輸送インフラ整備・強化及び産業振興を図り、域内の連結性強化によりナカラ回廊の鉱物資源等の輸送ルートとしての価値を高め、同地域への投資促進や雇用創出により持続的な発展を実現することを通じて、我が国の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靱化する。」

(1) 物流及び産業・都市基盤強化

- 対モザンビーク円借款「ナカラ港開発事業」**円借款**
- 対モザンビーク無償資金協力「ナカラ緊急発電所整備計画」**無償**
- 対マラウイ無償資金協力「リロングウェ市幹線道路改修計画」**無償**
- 対ザンビア技術協力「橋梁点検及び維持管理能力向上プロジェクト」**技術協力**
- 南部アフリカ・調査「ナカラ港・国際回廊活用促進業務」**調査**

(2) 鉱物資源開発

- 対ザンビア無償資金協力「経済社会開発計画（鉱石分析機材）」**無償**
- 広域・長期研修「資源の絆」**技術協力**
- 南部アフリカ・技術協力「重金属汚染に対するモニタリングシステムと人的能力の強化を通じた持続可能な鉱物開発の確立（ZAZINAMBOプロジェクト）」**技術協力** 等

(3) 農業開発

- 対ザンビア・マラウイ海外投融資「南部アフリカ農業バリューチェーン強化事業」**海外投融資**
- 対モザンビーク「ナンブラ州ナカラ回廊における農業開発支援」（国際機関（FAO）への拠出）**無償**



【技術協力】ザンビア_橋梁点検及び維持能力強化プロジェクト



【円借款】ナカラ港開発事業



【海外投融資】ザンビア・マラウイ_南部アフリカ農業バリューチェーン強化事業

19

『ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化』 オファー協力量針 (PDF)

案件形成・実施段階

事例2：協力メニューの複合的な活用（ウクライナ支援）

JICAは、三つの柱『(1)ウクライナの国家基盤を支える協力』『(2)地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力』『(3)復旧・復興の支援』を軸にウクライナ支援形成・実施に取り組んでいる。

(1) ウクライナの国家基盤を支える協力

- ウクライナ政府の財政運営の改善を支援するための「緊急経済復興開発政策借款（780億円、約6億ドル）」を供与（世銀協調融資、デスバース済）。**円借款**
- ロシア凍結資産の運用益を返済原資とするERA（特別収益前倒し）融資を締結（2025年6月、4,719億円）。**円借款**

(2) 地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力

- ウクライナ避難民流入により逼迫するモルドバの医療提供体制整備のための医療機材供与等を実施。緊急人道支援・保健医療協力ニーズ調査団派遣。**調査**
- ポーランドに滞在する約18万人のウクライナ避難民の学齢期の子供に向けた教育環境改善にかかる支援を実施。**調査**

(3) 復旧・復興支援

- エネルギーの安定供給、主に緊急越冬支援として、約700台の発電機等をウクライナに供与。また、瓦礫処理のための建機等を供与。**無償**
- 長年JICAが協力し、技術移転を行ってきたカンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携して、ウクライナ向けの地雷・不発弾対策にかかる協力を実施。また、瓦礫問題に直面するウクライナに、研修・招へいを通じて東北や兵庫の災害復興経験を紹介し、廃棄物処理等に関する日本の知見・経験を共有。**技術協力**
- ウクライナへのビジネス拡大を検討する日本企業14社に対して、中長期的なビジネスプランを策定するための支援を実施。**民間連携事業**
- 女性主導のビジネス支援の実績のある投資ファンドへ出資を行う「輸出志向型産業支援事業」に調印。**海外投融資**



モルドバで活動するニーズ調査団員



輸送中の発電機



ウクライナに到着した地雷除去機

外部環境の変化に伴う開発協力業務の多様化

外部環境の変化

1. 開発課題の高度化・複雑化

- 開発途上国の経済成長・発展が進み、日本との技術力・資金力の格差が縮小してきたために、従来のように日本から技術・資金を届けるだけで課題を解決するODAでは通用しない場面が増えてきた。また、開発課題も高度化・複雑化し、感染症対応、気候変動対策、デジタル化対応等、先進国と共通・同時進行の課題にも対応が求められている。
- 日本国内からは、ODAを通じて日本の民間企業や大学・研究者等による開発途上国との関与の機会を増やし、新たな課題解決力につなげる期待が高まっている。
- このため、JICAは事業の戦略性の向上を図ると共に、民間連携、科学技術協力等、多様なパートナーと連携しつつ開発途上国との共創を通じて、新たな課題解決策を創り出すことが求められている。

2. 開発資金ギャップの拡大と民間資金の役割増大

- 日本のODA予算が減少してきて一方、SDGs達成に必要な資金ギャップは年間2.5~4兆ドル規模とされ、ODA単体では到底対応しきれない。SDGs達成に向けた開発資金のギャップを補うには、公的資金を活用して民間資金を動員する施策の強化が求められている。
- 日本国内からも、開発途上地域のフロンティア・マーケットに対して、ODAによる尖兵的な役割への期待が高まっている。

3. 複合的危機下での緊急対応の強化

- 紛争・自然災害に対する緊急支援・復興支援について、JICAは人道から復興・開発への継ぎ目のない支援を行ってきたが、近年、気候変動による災害の頻発・激化、暴力的紛争の増加、感染症等の複合的危機が拡大、コロナ危機対応等様々な危機への対応が求められる場面が増えている。国際緊急援助の現場も複雑化しており、国際緊急援助隊（JDR）のノウハウを強化する必要が生じている。

4. ODAに対する国内からの期待の変化

- 日本国内の厳しい経済・財政状況等を背景として、日本国民のODAに対する支持は2021年度以降減少傾向にある。このため、ODAが日本社会にとって有益であることを分かりやすく示すことが求められており、国内の地方創生などに、JICA海外協力隊の活動・経験をつなげる、日本企業の海外展開支援や、スタートアップ振興などの工夫が図られている。

開発協力手法の多様化

協力手法の「質」の向上・共創推進

- 2008年：[JICA研究所（現 JICA緒方貞子平和研究所）設立](#)
- 2008年：[科学技術協力SATREPS開始](#)
- 2010年：[BOP/SDGビジネス海外展開事業（現JICA Biz）開始](#)
- 2014年：[ABEイニシアチブ開始（アフリカ地域の産業人材育成）](#)
- 2018年：[JICA開発院大学連携開始](#)
- 2021年：[JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）策定](#)
- 2022年：[JICA DXビジョン策定](#)
- 2023年：[JICAサステナビリティ方針公表](#)
- 2023年：[開発協力大綱改定を受けて「オファー型協力」開始](#)
- 2025年：[無償資金協力の迅速化（JICA法改正）](#)

民間資金動員の強化

- 2008年：[JICA債発行開始（市場からの資金調達）](#)
- 2012年：[海外投融資業務再開](#)
- 2013年：[円借款のPPP支援メニュー開始](#)
- 2021年：[IDB連携でオープン・イノベーションTSUBASA開始](#)
- 2025年：[保証・債券取得・成果連動型海外投融資開始（JICA法改正）](#)
[海外投融資ブレンデッドファイナンス開始](#)
[寄附金メニューの拡充](#)

危機対応の強化・国際緊急援助隊（JDR）の進化

- 2013年：[フィリピン・ヨランダ台風復興支援、無償「包括方式」活用](#)
- 2014年：[JDR医療チーム機能（手術・病棟・透析）拡充](#)
- 2015年：[JDR感染症対策チーム新設](#)
- 2016年：[ダッカ襲撃テロ事件・南スーダン退避等を受けて安全対策強化](#)
- 2020年：[コロナ危機対応 緊急支援借款等](#)
- 2022年：[ウクライナ復興支援](#)
- 2024年：[無償「経済社会開発計画」の試行開始](#)
- 2025年：[草の根技術協力（海外団体連携型）開始（JICA法改正）](#)
[ウクライナERA借款](#)

国際協力の経験を活かした日本社会への還元推進

- 2023年：[JICA海外協力隊グローバルプログラム開始](#)
- 2024年：[JICA Biz 本格始動](#)
[BLUE（JICA海外協力隊 起業支援プロジェクト）開始](#)
- 2025年：[草の根技術協力の国内パートナー拡充（JICA法改正）](#)

コーポレートガバナンスに 関する事項

コーポレートガバナンス（1）

内部統制

● 内部統制推進体制の整備

業務を総理する理事長の下、内部統制担当理事を定め、総括内部統制推進責任者（総務部長）を配置し、内部統制推進体制を整備しています。この体制の下、内部統制の推進状況をモニタリングし、定期的な理事会への報告を実施しています。

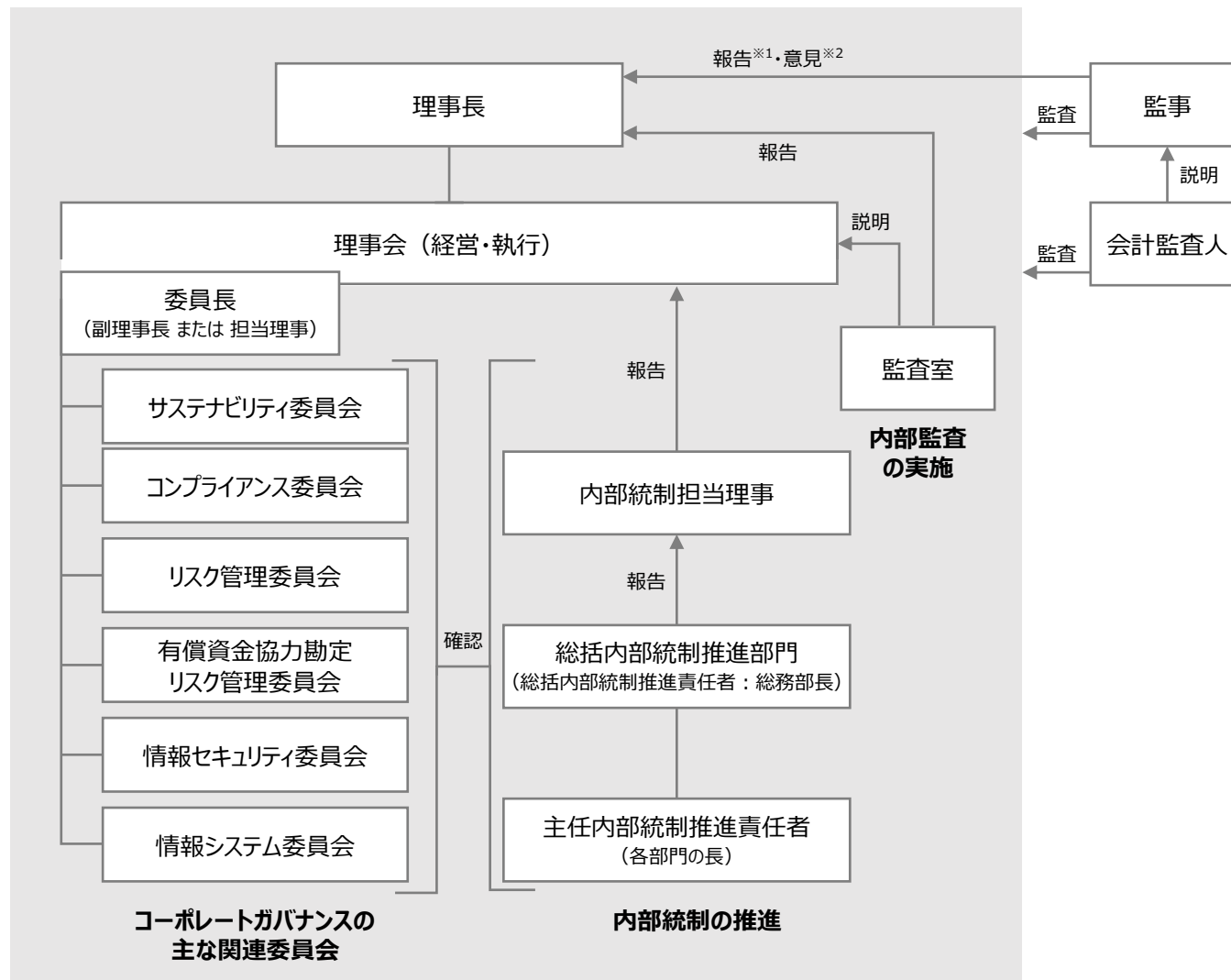
● 監査実施、結果をフォローアップ

独立部門である監査室による内部監査、監事や会計監査人による監査の実施を通じ、ガバナンスの質を検証しています。

内部・外部通報制度

- JICAの業務運営に関する違法行為等の早期発見及び是正、JICAの業務運営の公正性の確保に資することを目的として、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出される

※2 主務大臣にも意見を提出することができる

コーポレートガバナンス (2)

業務運営と業績評価の枠組み

PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクル

Plan

主務大臣の定める中期目標（5年間）に基づく、中期計画（5年間）と年度計画の策定

Do

計画に基づく業務の実施

Check

各年度及び中期目標期間終了時における、業績評価（5段階評価）の実施

- 計画の達成状況に関する業績を自己評価の上、結果を主務大臣に提出
- 主務大臣が業績を評価し、結果を通知・公表（外務省HPにて公開）
- （中期目標期間終了時）主務大臣が評価結果に基づき、業務及び組織全般にわたる検討を実施

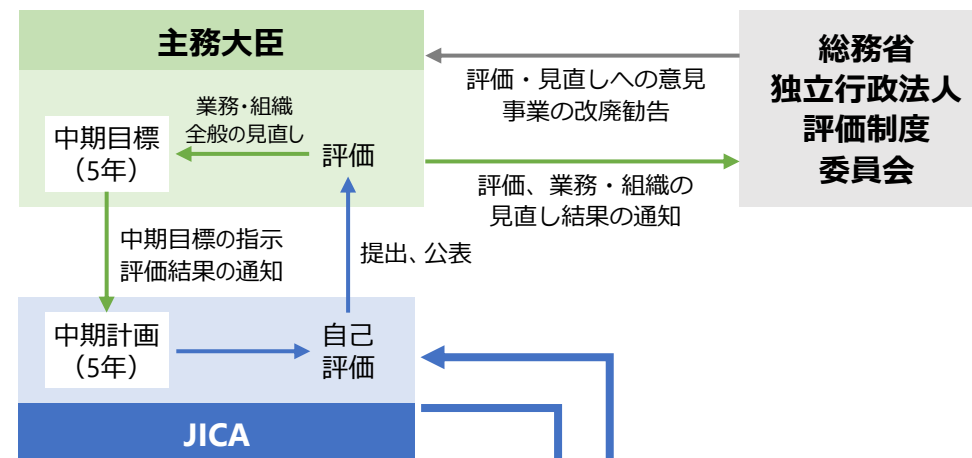
Action

必要な改善・見直しを踏まえた、計画への反映、業務の実施

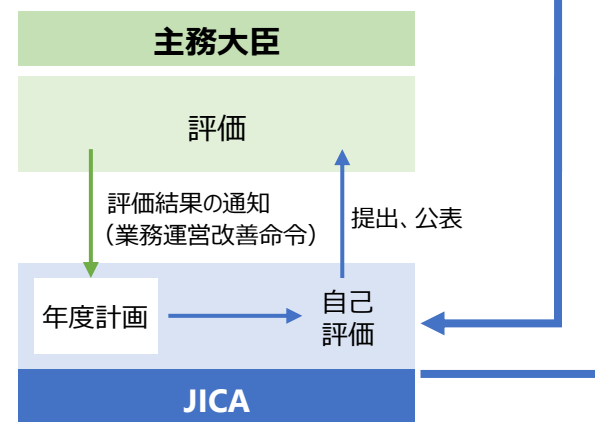


業績評価を通じたPDCAサイクルを確保し、より良い業務運営を目指す

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



内部統制・コンプライアンス

JICAにおけるコンプライアンス

JICAは、日本のODAを一元的に実施する機関として、法令やルールを順守することはもちろん、社会的規範を十分にわきまえ、国民の皆様からの期待、国際社会の要請を全うすることを目指しています。開発協力を携わるJICAの役職員、また、ボランティアや専門家をはじめ様々な立場でJICAの業務に従事する関係者は、高い職業倫理と自己規律のもとに、国際協力の仕事に携わる一員としての自覚と誇りをもって業務に取り組みます。

コンプライアンス遵守・不正腐敗防止に関する 取り組み

コンプライアンス遵守のため、JICAでは役職員やODA事業にご協力いただいている関係者を対象とする規程やガイドライン等を定めています。また、全役職員に対する「コンプライアンス・マニュアル」の配布や研修の実施等を通じて、コンプライアンスの遵守に取り組んでいます。

法務・コンプライアンス部設置（2025年8月）

JICAの法務・コンプライアンス体制強化を目的に、2025年8月に法務・コンプライアンス部を独立した部門として設置しました。

— 参考資料 —

独立行政法人国際協力機構法 第2章 役員及び職員（抜粋）

令和7年4月16日法律第21号

(役員)

第7条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事3人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第8条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

[通則法第19条第2項]

4 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

[通則法第19条第2項]

(副理事長及び理事の任期)

第9条 副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第10条 通則法第22条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

[通則法第22条]

(1) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(2) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国際協力機構法第10条第1項」とする。

[通則法第23条第1項] [独立行政法人国際協力機構法第10条第1項]

(役員及び職員の秘密保持義務)

第11条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第12条 機構の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

理事会運営細則

令和7年10月27日細則(総)第15号

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の理事会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 機構に組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議し、及び報告する理事会を置く。

2 理事会は、経営理事会及び執行理事会に分けて実施する。

(理事会の付議事項)

第3条 経営理事会は、経営及び業務に関する戦略、内部統制その他の理事長が前条第1項の趣旨に照らして必要と判断する重要事項を審議し、及び報告するものとして実施する。

2 執行理事会は、個別案件に関する重要事項その他の総務部担当理事が前条第1項の趣旨に照らして必要と判断する重要事項を審議し、及び報告するものとして実施する。

(構成)

第4条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(開催)

第5条 経営理事会は、理事長(理事長に事故があるときは、副理事長。以下この条及び次条において同じ。)が招集する。

2 執行理事会は、理事長又は副理事長が招集する。

3 経営理事会は、原則として各月の第2及び第4木曜日に開催し、執行理事会は、原則として毎週火曜日に開催する。ただし、理事長(執行理事会においては理事長又は副理事長)が必要と認めるときは、臨時に理事会を開催することができる。

第6条 監事は、自らが必要と判断したときには、理事会に出席し意見を述べることができる。

2 上級審議役及び最高デジタル責任者は、理事長が必要と認めるとき又は自らが必要と判断したときには、理事会に陪席することができる。

3 理事会には、理事長室長、監査室長、総務部長、法務・コンプライアンス部長、人事部長、財務部長、管理部長、企画部長、研究所長及び付議議題を所掌する部等(独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)第4条に定める部等をいう。以下同じ。)の長又は研究所の副所長が陪席することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、付議事項に関係ある者を理事会に出席又は陪席させることができる。

5 前4項の規定にかかわらず、理事会において内部統制に関する重要事項を審議するときは、理事長がその付議事項に応じ、出席者及び陪席者を変更することができる。

(付議手続)

第7条 理事会に付議する事項は、総務部においてとりまとめ、出席者に通知する。

(議事)

第8条 理事会の議事については、総務部担当理事(総務部担当理事が不在のときは、出席する理事の中で就任日が一番早い理事。)が議題を提出し、その議事を整理する。

(説明等)

第9条 理事会における付議事項の説明及び報告は、原則として付議事項を所掌する理事が行う。

(議事録)

第10条 理事会については、議事録を作成するものとする。

(準内部規程への委任)

第11条 理事会に関する付議、陪席者、議事録作成その他の手続の細目は、総務部長が別に定める。

独立行政法人国際協力機構 内部統制に関する規程

平成27年3月31日規程(総)第13号

(目的)

第1条 この規程は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「規程等」とは、独立行政法人国際協力機構内部規程等管理規程（平成15年10月1日規程(総)第2号）第2条に定める内部規程及び準内部規程をいう。(2) 「部等」とは、次のものをいう。イ 独立行政法人国際協力機構組織規程（平成16年規程(総)第4号。以下「組織規程」という。）第4条に定める本部の部、室、事務局及び研究所ロ 組織規程第50条に定める国内機関ハ 組織規程第57条に定める在外事務所

(3) 「職員等」とは、独立行政法人通則法第26条の規定に基づき機構の理事長が任命した機構の職員及び名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者をいう。

(法人運営に関する基本的事項)

第3条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を策定するものとする。

(理事会の設置及び理事の分掌)

第4条 機構は、理事会の設置及び理事の分掌に関する規程等を整備するものとする。

(中期計画等の策定及び評価)

第5条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。

(理事会での審議)

第6条 内部統制に関する重要事項は、理事会で審議するものとする。

(内部統制担当理事)

第7条 総務部担当理事をもって内部統制担当理事とする。

(内部統制推進部門及び総括内部統制推進責任者)

第8条 総務部をもって内部統制推進部門とし、総務部長をもって総括内部統制推進責任者とする。

(主任内部統制推進責任者)

第9条 部等の長をもって主任内部統制推進責任者とする。ただし、研究所においては副所長をもって充てる。

(報告・モニタリング・研修)

第10条 内部統制推進部門は、内部統制担当理事に対して、内部統制に関する事項について報告する。

2 内部統制担当理事は、理事会に対して、内部統制に関する重要事項について報告し、改善策を検討する。

3 内部統制担当理事は、必要に応じて、職員との面談を実施する。

4 内部統制担当理事は、モニタリング体制を運用する。

5 内部統制推進部門は、前項に掲げる事務について内部統制担当理事を補佐する。

6 機構は、職員等に対し、内部統制の推進に関する研修を行う。

(コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等)

第11条 機構は、コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等に関する規程等を整備するものとする。

(反社会的勢力への対応方針等)

第12条 機構は、反社会的勢力への対応方針等に関する規程等を整備するものとする。

(業務手順の作成)

第13条 機構は、業務手順を作成するものとする。

(リスク評価と対応)

第14条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

(情報システムの整備と利用)

第15条 機構は、業務の効率化、正確性の向上及び情報伝達の確実化（理事長の指示及び法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み並びに職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを含む。）等を目的に、情報システムを整備し、利用する。この場合において、機構は情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護)

第16条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査)

第17条 機構は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査)

第18条 機構は、内部監査を担当する室を設置し内部監査を実施する。この場合において、内部監査の結果に対する改善措置状況は、理事長に報告されるものとする。

(内部通報及び外部通報)

第19条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

(入札・契約)

第20条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分)

第21条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開)

第22条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、法人文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒)

第23条 機構は、職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

独立行政法人国際協力機構 コンプライアンスに関する規程(1)

令和7年10月21日規程(法)第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国際協力機構業務方法書(平成15年規程(企)第10号)及び独立行政法人国際協力機構内部統制に関する規程(平成27年規程(総)第13号)に基づき、事故の発生時における独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の各部署(国内及び在外の機関を含む。以下同じ。)及び役職員等の対応、外部通報の受付及び処理の手続等並びにコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の設置に関する事項を定めることにより、機構の業務運営に関する法令等違反行為等の組織的な早期把握、是正及び再発防止策の策定並びに役職員等のコンプライアンス意識の醸成を図り、もって機構の業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

第2条 削除

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 「役職員等」とは、機構の役員、顧問、参与、上級審議役及び最高デジタル責任者並びに職員、非常勤勤務者及びその他名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者(派遣労働者を含む。)をいう。
- (2) 「派遣労働者」とは、事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣(自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。)の対象となるものをいう。
- (3) 「法令等違反行為」とは、法令又は内部規程等に違反する行為又は違反するおそれがある行為をいう。
- (4) 「外部通報対象事実」とは、機構(機構の業務に従事する場合における役職員等を含む。)に関する法令に違反する行為又は違反するおそれがある行為(以下「違法行為等」という。)をいう。
- (5) 「外部通報」とは、機構(機構の業務に従事する場合における役職員等を含む。)に関する違法行為等を機構に対して通報すること(独立行政法人国際協力機構内部通報規程(令和7年規程(監)第1号)第4条に規定する内部通報の利用対象者によるものを除く。)をいう。

第2章 事故の報告及び対応に関する事項

(事故の範囲)

第4条 事故とは、次の各号のいずれかに該当するものとして、第5条に従って事故部から報告を受ける事故所管部の長が、必要に応じて当該事故の関係部署の見解を確認の上、認定するものをいう。次に掲げる事項に該当する事実を「報告対象事実」といい、報告対象事実が発生した部署又は発見された部署を「事故部」という。

- (1) 法令等違反行為
- (2) 個人を害する行為：個人の生命、身体、財産その他の権利若しくは利益を害し、又は害するおそれのある行為
- (3) 機構又は機構以外の第三者を害する行為：機構若しくは機構以外の第三者の権利利益若しくは業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

(報告対象事実の報告)

第5条 役職員等は、報告対象事実が発生した場合又は発見された場合には、直ちに上長に報告する。

2 事故部は、報告対象事実が発生した場合又は発見された場合には、当該事実の内容に応じ、直ちに次の各号に定める事故所管部に報告する。ただし、事故所管部自らが所管する事項について、当該事実が発生した場合は、監査室及び法務・コンプライアンス部に報告するものとし、この場合において、次の各号にかかわらず、法務・コンプライアンス部を事故所管部とする。

- (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護の事故に関すること 情報システム部
- (2) 機構に帰属する現金等の亡失、物品(借用の場合を含む。)の亡失若しくはき損、不動産の滅失、き損若しくは権利の侵害又はその他機構の金銭的な損失に関すること 財務部
- (3) 役職員等の服務規律・倫理違反に関すること 人事部(ただし、人事部が管理する人員に限る。)

(4) 前各号以外に関すること 法務・コンプライアンス部又は同部により指名された部署

3 報告対象事実の内容が事故部以外の複数の部署に関係すると判断される場合、事故所管部は、自ら又は事故部を通じ、他の関係部署に報告するものとする。

(事故の調査及び対応)

第6条 事故所管部は、事故の調査及び解明又は対応策若しくは再発防止策の検討及び実施のために、事故部又は関係部に対し必要な指示等を行う。

(事故報告書の提出)

第7条 事故部及び前条に従って指示等を受けた部署(以下「事故部等」という。)は、速やかに対策を講じるとともに事故の顛末を報告書に記し、事故所管部、法務・コンプライアンス部及び監査室に報告する。ただし、事故の内容が第5条第2項第3号に該当する場合であって人事部が管理する人員である役職員等の人事上の秘密に属するものであるときは、法務・コンプライアンス部及び監査室への報告は人事部を通じて行う。

2 類似の事故が複数部署で発生し、対応策又は再発防止策の検討及び実施を事故部以外の部署が行うことが適当と事故所管部が認めるときは、法務・コンプライアンス部と協議の上、事故部等に代え、当該事故部等以外の部署がまとめて前項に定める報告書を作成し、報告することができる。

(重大事故等)

第8条 事故所管部は、報告を受けた事故のうち、役職員等の法令違反行為又は経営に重大な影響を与えると認められるもの(以下「重大事故」という。)については、直ちに法務・コンプライアンス部長と協議の上、理事長、委員会の委員長及び総務部長に報告する。

2 事故所管部は、重大事故のうち、独立行政法人国際協力機構監事及び監事監査規程(平成16年規程(総)第15号)(以下「監事及び監事監査規程」という。)第16条に定める業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項に該当するものについては、直ちに総務部長及び法務・コンプライアンス部長と協議の上、監事に報告する。

3 事故所管部は、重大事故の報告を受けた場合には、その調査結果、対応策及び再発防止策を理事長、監査室長、総務部長、法務・コンプライアンス部長及び委員会に報告する。

4 官庁等への報告を要する事故が発生した場合、事故所管部又は事故部は、必要に応じて総務部長に共有の上、速やかに経緯及び顛末等を官庁等に対し報告する。ただし、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第27条の規定に基づく報告を財務部が行う等、報告先との関係において、特定の部署が報告することが適切な場合は、当該部署が事故所管部又は事故部に代わり報告を行う。

5 本条第1項から第3項までの報告は、事故部又は関係部署が行うことができる。

(海外における当該国・地域の政府機関等への報告)

第9条 海外において、事故部又は事故所管部が当該国・地域の政府機関等に対し報告を要すると判断される事故が発生した場合、当該国・地域を管轄する在外機関は、当該事故の経緯、顛末等を当該国・地域の政府機関等に対して報告する。

(外部からの情報提供等)

第10条 役職員等は、事故又はこれに準じる事実に関し、第5条に定める報告以外の情報提供等があった場合は、事故所管部及び法務・コンプライアンス部に報告する。この場合において、法務・コンプライアンス部長は、当該情報提供等が、独立行政法人国際協力機構内部通報規程(令和7年規程(総)第1号)の定めに基づく内部通報又はこの規程第4章に定める外部通報に該当するかを確認し、該当する場合には、それらの定めに基づき適切に処理されるように対応する。

第11条 役職員等は、この章の規定に基づき報告対象事実を報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第3章 削除

独立行政法人国際協力機構 コンプライアンスに関する規程(2)

令和7年10月21日規程(法)第24号

(外部通報者への通知)

第29条 外部通報受付管理者は、連絡先の分からない場合を除いて、前条第1項の規定により内部統制担当理事が是正措置等をとったときはその旨を、外部通報対象事実があることを機構において認められなかったときはその旨を、適正な業務の遂行並びに利害関係人の秘密、信用、名譽及びプライバシーの保護に支障がない範囲において、外部通報者に書面等により通知する。

(利益相反関係の排除)

第30条 法務・コンプライアンス部長、外部通報受付管理者、第26条第2項により調査を行うよう指名された職員等、外部通報に係る調査の報告を受ける役職員等(理事長を含む。)その他外部通報の処理に従事する役職員等(以下これらの者を合わせて「外部通報対応業務従事者」という。)は、自らが関係する(外部通報対象事実に関係する者との間に縁戚関係がある場合及び外部通報対応業務従事者の過去又は現在の職歴から外部通報対応業務従事者と外部通報対象事実に関係する者との間に利益相反関係があると疑われる場合を含む。)事案の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要な場合には、理事長(外部通報が理事長に関する内容である場合には内部統制担当理事)が指名する者がこれにあたるものとする。

(情報の記録と管理)

第31条 外部通報受付管理者は、外部通報に係る通報者の氏名及び外部通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、これらの記録の漏えい、滅失又はき損の防止に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第32条 外部通報受付管理者その他外部通報に関与した者は、外部通報に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(探索の禁止)

第32条の2 役職員等は、外部通報者が誰であるか、外部通報に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

第5章 委員会の設置

(目的)

第33条 委員会は、機構のコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、その強化を図ることを目的とする。

(委員会の機能)

第34条 委員会の機能は、以下のとおりとする。

(1) 役職員等のコンプライアンス状況等の確認を踏まえ、役職員等のコンプライアンス状況の改善に向けた体制の整備若しくは具体的な方策等の検討又は審議を行う。

(2) 重要なコンプライアンス違反事例に関する報告を受けて、再発防止策の検討を行う。

(3) 前各号に掲げるもののほかコンプライアンスに必要な事項の確認又は検討を行う。

(構成)

第35条 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員会の委員長は、副理事長とする。

(2) 委員会の委員は次の職にある者とする。

内部統制担当理事、事故所管部担当理事、監査室長、総務部長、法務・コンプライアンス部長、情報システム部長、人事部長、財務部長及びその他委員長が指名する者

(3) 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への参加を求めることができる。

(運営)

第36条 委員会は原則として毎年度2回開催することとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認められた時は、随時開催することができる。

2 委員会の運営は委員長がこれにあたる。

3 委員長は委員の中から副委員長を指名し、委員長に事故あるときは委員会の運営を代行させることができる。

(事務局)

第37条 委員会の事務局は法務・コンプライアンス部コンプライアンス課に置き、法務・コンプライアンス部長を事務局長とする。

(理事長への報告)

第38条 委員長、副委員長又は事務局長は、委員会での検討及び審議の結果を理事長に報告するものとする。

(委任)

第39条 この規程の実施に必要な様式その他の手続は、法務・コンプライアンス部長が、別に定める。

第4章 外部通報に関する事項

(外部通報窓口)

第24条 外部通報及びその相談を受け付ける窓口(以下「外部通報窓口」という。)を外部から分かりやすいように設置する。外部通報窓口において、通報者の秘密が保持されること、個人情報保護されること及び外部通報受理後の手続の流れ等を掲示するものとする。

2 法務・コンプライアンス部コンプライアンス課は、外部通報窓口に係る事務を所掌する。

3 法務・コンプライアンス部コンプライアンス課に外部通報受付管理者を置く。

4 外部通報受付管理者は、外部通報を受け付けたときは、直ちに法務・コンプライアンス部長へ報告する。ただし、法務・コンプライアンス部長への報告が適当でない認められる場合、外部通報受付管理者は、第30条第2項に定める職務代行者に報告を行う。以下本項に従って報告を受けた者を「外部通報責任者」という。

(外部通報の受理等)

第25条 外部通報責任者は、前条の外部通報に関して、必要に応じて関係役員(監事を除く。)と協議し、又は、弁護士への相談を行った上で、外部通報としての受理又は不受理を決定する。

2 外部通報受付管理者は、連絡先の分からない場合を除いて、前項の規定による受理又は不受理(情報提供として受け付ける場合も含む。)の決定を、外部通報を行った者(以下「外部通報者」という。)に通知する。

3 外部通報責任者は、第1項の規定による受理又は不受理の決定を、内部統制担当理事及び第1項により協議した役員に報告する。

(調査)

第26条 外部通報責任者は、前条の規定により受理を決定したときは、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、外部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、調査を行う。この場合において、外部通報責任者は、適宜、調査状況を内部統制担当理事へ報告する。

2 外部通報責任者は、その外部通報対象事実に関係のない職員に対して、前項の調査の全部又は一部を行うよう指名することができる。

3 前項により指名された者は、第1項の規定により決定した調査方法に基づき、公正かつ公平な調査を行い、調査を終了したときは、その内容を外部通報責任者に報告する。

4 外部通報責任者、外部通報受付管理者、第2項により調査を行うよう指名された職員等及び内部統制担当理事は、その調査に係る情報を当該調査目的以外に使用せず、調査に支障を及ぼすおそれのある行為を行わない。

5 外部通報責任者、外部通報受付管理者及び第2項により調査を行うよう指名された職員等は、本条に規定する調査の実施上必要がある場合、役職員等に対し、資料の作成及び提出又は説明を求めることができる。役職員等は、本条による調査に誠実に協力するものとし、調査を妨害し又は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(理事長等への報告)

第27条 外部通報責任者は、前条の調査の結果を内部統制担当理事に報告する。

2 内部統制担当理事は当該調査結果を理事長及び副理事長に報告する。

3 外部通報責任者は、監事及び監事監査規程第16条に定める業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項に該当すると判断される場合は、直ちに当該調査結果等を監事に報告する。

4 外部通報責任者は、官庁等への報告を要すると判断される場合、速やかに当該調査結果等を関係部署の長及び総務部長に共有し、関係部署の長は速やかに当該調査結果等を官庁等に対し報告する。ただし、会計検査院法第27条の規定に基づく報告は財務部長が行う。

(是正措置等)

第28条 内部統制担当理事は、前条の報告を受けたときは、外部通報対象事実が存すると認めるときは、当該外部通報に係る違法行為等を是正するために必要な措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を検討し、実施する。

2 理事長は、外部通報対象事実が存すると認めるとき、当該外部通報にかかる違法行為等を行ったと認められる者に対して、適切な懲戒等処分等を講じ、併せて当該違法行為等の内容に応じて、告訴又は告発等を行うものとする。

独立行政法人国際協力機構 監事及び監事監査規程

令和7年1月31日規程(総)第3号

第1章 総論

(監事の権限・職責)

第1条 監事は、主務大臣から任命された独立の機関として、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の業務を監査することにより、機構の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な機構の統治体制の確立に資する責務を負う。

2 前項の責務を全うするため、監事は、法令等に基づき、役員（監事を除く。）、顧問、参与、上級審議役及び最高デジタル責任者並びに職員、非常勤勤務者及びその他名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者（派遣労働者を含む。）（以下「役職員等」という。）に対して事務及び事業の報告を求め、機構の業務及び財産状況の調査、機構が主務大臣に提出する書類の調査、重要な会議への出席、役職員等及び会計監査人から受領した財務諸表等に関する報告内容の監査等を行う。また、監査の結果については主務大臣及び理事長に報告し、必要と認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出するなど、適切な措置を講じる。

3 監事は、役員（監事を除く。）に法令違反等の事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長に報告するとともに、主務大臣に報告するものとする。

(監査の目的)

第2条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「法」という。)第19条第4項の規定に基づく監事の監査(以下「監査」という。)は、機構の業務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の基本姿勢)

第3条 監査の基本姿勢は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 業務の運営実態を的確に把握し、その課題を十分に認識すること。
- (2) 合理的な判断に基づき意見を形成すること。
- (3) 公正・不偏の態度を保持すること。

第2章 監事に関する事項

(本規程等の整備に対する監事の関与)

第4条 機構は、本規程等の整備に対する監事の関与を確保するものとする。

(理事長との定期的な会合)

第5条 監事は、理事長との定期的な会合を実施する。

2 監事は、理事長との常時意思疎通を確保するために、必要と認められるときには、いつでも理事長との意見交換を求められることができる。

(監査の事務を行う職員)

第6条 監事は、その職務を執行するため、機構をして、監事の指揮命令に基づき監査に関する事務に従事する専任職員を配置させることができる。

2 監事は、その職務執行上必要と認めるときは、機構の了解のもと前項の職員以外の職員等を臨時に監査の事務に従事させることができる。

3 機構は、前2項の規定により監査の事務に従事する職員等が、監査上の秘密を保持するよう、必要な措置を講じるものとする。

4 機構は、第1項及び第2項の規定により監査の事務に従事する職員等に関し、監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与等、業務上の独立性の確保、その他監事の職務が適切に執行できるような態勢を取らなければならない。

第3章 監事監査に関する事項

(監査の方法)

第7条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。

(監査の時期等)

第8条 監査は、定期又は臨時に行う。

2 監事は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ理事長に通知するものとする。

3 監事が外部関係機関への監査を行うときは、事前に当該機関へ通知するものとする。

4 定期監査において、監事は、年度当初に当該年度の監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期その他必要と認められる事項を記載した監査計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。この場合において、監事は、それまでの監査計画を十分に勘案し、監査計画を作成するものとする。

(監査後の措置)

第9条 監事は、法第19条第4項に基づき、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、主務大臣及び理事長に報告するものとする。ただし、軽微な事項については、文書又は口頭で担当理事又は担当部門(独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)に定める機構の機関及び本部の部等をいう。)の長に通知することができる。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法第19条第9項の規定に基づき、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、前項により指摘した改善又は是正を必要とする事項については、その後の処理状況を確認するものとする。

(役職員等の協力義務)

第10条 役職員等は、監事及び監査の事務を行う職員等による監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

第4章 監事によるモニタリングに必要な事項

(監査の情報共有)

第11条 監事は、監事間の協議を通じ円滑な情報共有を図るものとする。

2 監事は、会計監査人と積極的に情報交換を図り、必要なときは会計監査人による監査報告の説明を求めることができる。

3 監事は、監査室や業績評価を行う部等から、随時監査に関連する説明や報告、重要書類の閲覧を求めることができる。

(会議への出席及び意見の開陳)

第12条 監事は、監事が必要と判断したときは理事会等に出席し、意見を述べるることができる。

(役職員等の応答義務)

第13条 役職員等は、監事及び監査の事務を行う職員等から文書提出又は説明を求められた場合、応答しなければならない。

(監事の調査を受ける文書)

第14条 機構が、法令に基づき、主務大臣に提出する文書は、事前に監事に回付し、その調査を受けなければならない。

(監事の監査を受ける文書)

第15条 財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書は、事前に監事に回付し、その監査を受けなければならない。

(監事への報告)

第16条 役職員等の不正な行為、法令に違反する事実、著しく不当な事実その他の業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項が発生したとき、関係責任者は、直ちに監事に報告しなければならない。

独立行政法人国際協力機構 内部監査規程

(規程制定の目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国際協力機構業務方法書(平成15年規程(企)第10号)第44条に規定する内部監査(以下「監査」という。)の目的及び範囲並びに責任及び権限を明確にすることを目的とする。

(監査の目的と範囲)

第2条 監査は、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の業務が適正かつ効率的に執行されているか検証し又は評価し、必要に応じ助言又は勧告を行うことにより、内部統制の充実及び強化を図ることを目的とする。

2 監査は、独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)第2条の規定に基づき設置される全ての機関(以下「機関」という。)の業務を対象とする。

(監査室職員の権限)

第3条 監査室長及び監査室職員は、監査実施上必要ある場合、いかなる機関に対しても必要な資料の作成及び提出又は必要な事項に係る説明を求めることができる。

2 前項の求めがあったときは、当該機関はこれに協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することができない。

3 監査室長及び監査室職員は、監査の円滑な遂行に資するため、必要に応じ機構内のいかなる会議にも出席することができる。

4 監査室長及び監査室職員は、必要により機構外の関係先に照会又は確認を求めることができる。

(監査室職員の遵守事項)

第4条 監査室長及び監査室職員は、監査業務の実施に当たって、公正かつ不偏の態度及び客観性の保持に努めなければならない。

2 監査室長及び監査室職員は、監査実施中に知り得た事項について、これを漏洩してはならない。

(監事及び会計監査人との連携)

第5条 監査室長は、監事及び会計監査人と連絡調整し、監査の効率的な実施に努めるものとする。

(監査計画)

第6条 監査室長は、毎年度当初、監査計画を策定し、理事長の承認を得るものとする。年度途中で当該計画内容に重要な変更がある場合にも、理事長の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長の命により、又は理事長の承認を得て、監査室長は臨時に監査を実施することができる。

(監査の実施)

第7条 監査は、第13条に定める場合を除き、理事長直属の監査室において、監査室長が統括して監査室職員により実施する。

2 監査室長は、監査実施上必要と認めたときは、前項の監査室職員以外の機構職員又は機構以外の者から監査実施の支援を受けることができる。

3 監査室長及び監査室職員は、過去1年間に自らが責任を負った特定の業務についての監査を行ってはならない。

令和5年10月23日規程(監)第20号

(監査実施の通知)

第8条 監査室長は、監査を実施するときは、監査しようとする本部の部、室、事務局及び研究所並びに国内機関、在外事務所、支所及び出張所(以下「監査対象の部等」という。)の長に対し、監査項目、実施時期等を事前に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に監査を実施する場合においては、事前通知を省略することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、実地監査、書面監査又はその他適切な方法により行う。

(監査実施結果の通知と措置)

第10条 監査室長は、監査の実施結果に基づき、監査実施結果概要、改善を必要とする事項及び改善提案を、監査対象の部等の長に対して通知する。

2 監査対象の部等の長は、通知された改善提案に対する改善計画等の措置を監査室長に対して回答する。

(監査結果の報告)

第11条 監査室長は、前条第2項に規定する措置を含む監査結果に基づき監査報告書を作成し、理事長に報告するとともに、必要に応じて理事会に説明する。

2 監査室長は、監査の総括結果について、定期的に理事長に報告するとともに、理事会に説明する。

(監査結果のフォローアップ)

第12条 監査室長は、監査終了後、監査対象の部等の長から回答を受けた措置の実行状況につき確認し、その結果について理事長に報告する。

(内部通報に関する監査)

第13条 独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)第19条第2号に規定する事務について監査を実施する場合、理事長は監査室職員以外の機構職員を監査責任者及び監査担当者として任命するものとする。

2 本規程第3条から第5条までの規定、第7条第2項及び第3項、第8条から第10条までの規定、第11条第1項並びに第12条の規定は、前項による監査について準用する。この場合、本規程第3条、第4条、第5条、第7条第2項及び第3項、第8条、第10条、第11条第1項並びに第12条中「監査室長」とあるのは「第13条第1項により任命された監査責任者」と、第3条、第4条、第7条第2項及び第3項中「監査室職員」とあるのは「第13条第1項により任命された監査担当者」と読み替えるものとする。

(準内部規程への委任)

第14条 この規程の実施に必要な手続その他必要な事項は、監査室長が別に定める。